

## ★平成23年度税制改正の現状

3月11日の東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧と皆様の健康を心からお祈り申し上げます。

さて、平成23年度税制改正法案は、衆議院金融財政委員会で数時間議論が交わされたのみで、現時点において法案は可決成立されていません。各種税制の特例措置の中には、平成23年3月31日で期限が切れるものがあり、国民生活の混乱を防ぐため、いわゆる「つなぎ法案」が与野党合意で提出され、平成23年3月31日に可決成立しました。その中で、税制改正法案の実現時期については、税制改正法案成立時点で別途政令で定めることになっています。

現時点において、税制改正の状況がどのようになっているかまとめてみました。

### <個人資産税を中心とした主要税制改正項目の現状>

| 税目          | 項目             | 内容  | 法案による改正時期等                              | 今後の見通し                                    |
|-------------|----------------|---|---|---|
| 相続税<br>・贈与税 | 相続税の基礎控除額      | 相続税の基礎控除額の引下げ<br>(改正案)<br>3,000万円+600万円×法定相続人の数   | 平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用 | 改正法公布日の翌日から適用開始の見込み<br>(納税者にとって不利益な改正のため) |
|             | 相続税の税率構造       | 相続税の最高税率を現行の50%から55%に引上げ  |   |   |
|             | 死亡保険金に係る非課税限度額 | 死亡保険金に係る非課税枠(500万円×法定相続人数)について対象となる法定相続人を次のいずれかに該当する法定相続人に限定。<br>・未成年者 ・障害者 ・相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者 |   |   |
|             | 贈与税の税率構造       | ①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る税率を緩和<br>②①以外の贈与財産に係る贈与税については、相続税の最高税率の引上げにあわせ引上げ                         | 平成23年1月1日以後の贈与について適用                    |   |
| 法人税         | 税率引き下げ(抜粋)     | 実効税率(国税+地方税)を5%引き下げ<br>法人税 普通法人 30% → 25.5%<br>中小法人 30% → 25.5%<br>(年800万円以下18%→同15%)               | 平成23年4月1日以後開始事業年度に適用                    | 税率引き下げそのものが見直される可能性も                      |
| その他         | 登録免許税の特例       | 住宅用家屋の所有権保存・移転登記、住宅ローンの抵当権設定登記の登録免許税の軽減措置を2年延長  | つなぎ法案で平成23年6月30日まで特例措置適用期限延長中           | 改正法案成立後、適用期限が平成25年3月31日に延長される見込み          |
|             | 印紙税の特例         | 不動産の譲渡に関する契約書等に係る税率の特例措置を2年延長   |   |   |

### <まとめ>

過去、平成20年度税制改正の際も3月31日までに税制改正法案が可決成立せず、4月30日に衆議院で再可決されたことがあります。その際の対応から推測すると

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| ① 納税者に有利な改正項目 | → 改正法案の通りのスケジュールで適用        |
| ② 納税者に不利な改正項目 | → 実際に改正法案が成立後、法律公布日の翌日から適用 |

となりそうです。現時点では震災の影響等もあり成立の時期は予想できませんが、税制改正は必ず行われます。引き続き動向を見守りましょう。  
(長掛栄一)